

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(三件)	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	三
○農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農業振興課)	三
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	四
○病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程		六

## 告 示

○宮城県告示第六百九十九号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 y u i

### 一 代表者の氏名

石川 正人

### 二 主たる事務所の所在地

仙台市若林区六丁目字南九十七・三

### 三 定款に記載された目的

この法人は、家族や隣人、友人関係の崩壊、情報化社会の中での人間性や生命の軽視、高齢化社会における諸問題、育児や介護ストレスなど精神的な疲れなどを要因とする犯罪、事件の多発など、近年の社会的問題を支倉台団地においても起こりうる重大な事象と捉え、支倉台団地内で生活する住民を対象に、住民同士や親子間の交流支援、自然を活用した情操教育、地域の歴史・文化伝承支援、高齢者や介護家庭の家事等日常生活の支援、育児支援、学童保育、介護支援などに關する事業を行い、これらの事業を通じて、「精神面、生活面で充実した健全で安心な街づくり」の創造に寄与することを事業の目的とする。

また、高齢者の方々のこれら事業活動への参画を促し、「生き甲斐」を生み出すことで、結果として、「介護の要らない街づくり」の創造にも寄与することを期待する。

### 四 申請のあった年月日

平成二十年六月九日

### ○宮城県告示第七百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 泉里会

### 一 代表者の氏名

森谷 三

### 二 主たる事務所の所在地

本吉郡本吉町中島百四十一番地の六

### 三 定款に記載された目的

この法人は、主に認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者及び要介護者に対して、グループホームケア、いわゆるリビングケアを研究し施設設の人々が営むべき家庭的な環境でのケアをテーマに介護の必要な認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者の支援、社会参画と高齢化社会の諸問題に取組み、地域で支えあう住民参加型の認知症高齢者グループホーム、デイサービス、宅老所、障害者グループホー

△等の施設整備並びに各種介護サービスを提供し、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年六月十七日

○宮城県告示第七百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 自閉症ピアリンクセンター「ここねっと」 佐藤 秀明

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区石名坂五十七・一

三 定款に記載された目的

この法人は、行政、地域資源等との密な連携を図ることを基本とし、発達障害児者、主に自閉症児者の障害特性に対応した、既存の福祉サービスとの枠にとらわれない地域生活支援サービスを行うこと、また民間としてのアドバンテージを十分に活かしながら、地域生活におけるレスパイト、人材養成、本人活動の場など多様なニーズに応じた相談支援等を実施し、発達障害児者、主に自閉症児者の地域生活がより豊かで喜びのあるものになるよう活動することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年六月十八日

○宮城県告示第七百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 シャロームの会 菊地 茂

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡三丁目九番十五・千四号

三 定款に記載された目的

この法人は、精神的ハンディをもつ方々に対して、社会で自立した生活をお営むことが出来るように就労の場の提供の相談、トータルカウ

セリングスクールの開催、啓発活動に関する事業を行い、精神的ハンディのある方々と共に祈り、共に働き、共に癒され、共に喜ぶことができる社会を創ることを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年六月十九日

○宮城県告示第七百三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年五月二十二日次の者を指定した。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小田 聡	外科	石巻市立病院	石巻市南浜町一・七・二十
笠井 暁史	内科	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
鈴木 貴博	耳鼻咽喉科	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
高橋 秀肇	眼科	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
大沼 秀治	整形外科	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
千葉 庸夫	小児科	医療法人社団赤石会 赤石病院	塩竈市花立町二十二・四十二
菊地 淳一	小児科 循環器内科	医療法人社団泰清会 小野医院	気仙沼市唐桑町宿浦四百五・八
関井 威彦	呼吸器科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八・一
田中 尚文	リハビリテーション科	医療法人 掬水会 川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二
清野 仁	内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原百
米谷 元裕	リハビリテーション科	医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田一・三・一

○宮城県告示第七百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師

の診療科目に、次のとおり変更があった。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	障害区分	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊藤 健一	内循環器科	新	伊藤内科クリニック	石巻市中里二丁目十二番一
	心臓	旧		
	肢体不自由、呼吸器			

○宮城県告示第七百五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中村 聡	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
木村 一史	内科	塩竈市民病院	塩竈市香津町七・一
新川 光俊	内科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
海野 賢司	外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
入野 樹美	神経内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
工藤 正孝	内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
鬼怒川次郎	眼科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
松本 有史	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百

○宮城県告示第七百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中川 陽一	眼科	なががわ眼科	石巻市蛇田字新大坪三百六十三
櫻井 正浩	外科	医療法人櫻井医院	大崎市岩出山字浦小路十二
橋本 禎敬	リハビリテーション科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一
佐野 正明	外科	介護老人保健施設 利府仙台ロイヤルケアセンター	宮城県利府町利府字新橋百十五
		公立刈田総合病院	大崎市市民病院鹿島台分院
		石巻赤十字病院	大崎市鹿島台平渡字東要害二十

○宮城県告示第七百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐々木直英	登米市立上沼診療所	登米市中田町上沼字弥勒寺中下二十二番六
永沼 滋	吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉田字高田東十一
	吉岡胃腸科内科医院	

○宮城県告示第七百八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

社団法人宮城県農業公社  
仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

二 農地保有合理化事業の実施地域

宮城県における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)
- 2 農地売渡信託等事業(法第四条第二項第二号に規定する事業をいう。)
- 3 農地貸付信託事業(法第四条第二項第二号の二に規定する事業をいう。)
- 4 農業生産法人出資育成事業(法第四条第二項第三号に規定する事業をいう。)
- 5 研修等事業(法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十年六月二十五日

○宮城県告示第七百九号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業富地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年七月七日から平成二十年八月五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、栗原市瀬峰総合支所及び登米市役所

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城郡利府町花園二丁目百十二番一、百十二番二、百十二番七、百十二番七地先道及び水路の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号  
株式会社みつば

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
東松島市大曲字筒場二十四番一、二十四番二、二十四番三、二十四番四、二十四番五及び二十六番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
東松島市大曲字筒場二十六番地一  
菅野 均

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 五組

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県工業高等学校、宮城県亘理高等学校、宮城県鹿島台商業高等学校、宮城県本吉響高等学校、宮城県白石工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

3 2以外の者で開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

5 保守及び修理体制が整備されていること。

6 入札に参加を希望する者は、4及び5に掲げる事項を証する書類を平成二十年七月三十一日（木）までに3の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年七月二十四日（木）までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（担当 田村 健 電話〇二二・二二一・三三三三）

3 入札説明書及び仕様書等の交付期限 平成二十年七月十四日（月）午後五時十五分まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十年七月十一日（金）午後五時十五分まで。あて必着のこと。

4 入札書の提出期限 郵送による場合は、平成二十年八月八日（金）午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 宮城県工業高等学校納入分 平成二十年八月十一日（月）午前十時 宮城県庁行政舎九階九〇四会議室

(二) 宮城県亘理高等学校納入分 平成二十年八月十一日（月）午前十時二十分 宮城県庁行政舎九階九〇四会議室

(三) 宮城県鹿島台商業高等学校納入分 平成二十年八月十一日（月）午前十時四十分 宮城県庁行政舎九階九〇四会議室

(四) 宮城県本吉響高等学校納入分 平成二十年八月十一日（月）午前十一時 宮城県庁行政舎九階九〇四会議室

(五) 宮城県白石工業高等学校納入分 平成二十年八月十一日（月）午前十一時二十分 宮城県庁行政舎九階九〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額は一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item / Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High Schools-5 sets

2 Duration of Contract : October 1, 2008 to September 30, 2013

3 Location : (1) Miyagi Technical High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

<p>○宮城県病院局管理規程第七号 病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程を次のように定める。 平成二十年七月一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県病院事業管理者 木 村 時 久</p> <p style="text-align: center;">病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この管理規程は、職員と職務上かかわりのある事業者及び特定個人(以下「事業者等」といふ。)との間における行為について必要な事項を定め、公正な職務の遂行に対する県民からの信頼を確保するとともに、職員が事業者等との交流及び交際(以下「交流等」といふ。)を図ることができる環境を構築することを目的とする。</p> <p>(事業者等との間における行為)</p> <p>第二条 職員と事業者等との間における行為は、この管理規程に定めるもののほか、知事の事務部に勤務する一般職の職員の例による。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この管理規程において「職員」とは、病院局に勤務する企業職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)をいふ。</p> <p>2 この管理規程において「管理職員」とは、病院局職員給与規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十二号)第五条に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいふ。</p> <p>(事業者等との交流等)</p> <p>第四条 職員は、県民ニーズを把握する機会がある場合は、その機会を有効に活用し、事業者等と交流等を図ることができる。この場合において、職員は、職務の公正な遂行に対する県民からの信頼</p>	<p>(2) Watari High School, Watari Town, Miyagi Prefecture</p> <p>(3) Kashimadai Commercial High School, Osaki City, Miyagi Prefecture</p> <p>(4) Motoyoshi Hibiki High School, Motoyoshi Town, Miyagi Prefecture</p> <p>(5) Shiroishi Technical High School, Shiroishi City, Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : August 8, 2008, 5 :15 pm.</p> <p>5 Contact Person : Ken Tamura, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-21-3623</p> <p style="text-align: center;"><b>病 院 局</b></p>
<p>を確保するため、次条から第九条までの規定に基づき、行動しなければならない。</p> <p>(利害関係者からの供応接待の享受及び利害関係者ともに行つ飲食)</p> <p>第五条 職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一 職務として利害関係者を訪問した際又は会議その他の会合に出席した際において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、飲食物の提供を受けることが職務の遂行上必要である等相当の理由がある場合において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。</p> <p>3 職員は、意見交換等を目的として、自己の飲食に要する費用を負担して利害関係者とともに飲食をする場合は、あらかじめ、届出書(別記様式)により、所属長を経由して第十一条第一項に規定する倫理監督者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。</p> <p>(利害関係者ともに行つ遊技等)</p> <p>第六条 職員は、自己の費用を負担する場合であっても、利害関係者と次に掲げる行為を行つてはならない。ただし、利害関係者以外の者が多数参加し、意図をもって利害関係者ともに行つたものではないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>一 利害関係者とともに遊技又はゴルフをすること。</p> <p>二 利害関係者とともに旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。</p> <p>(利害関係者からの財産上の利益の收受)</p> <p>第七条 職員は、次に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。</p> <p>二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。</p> <p>三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。</p> <p>四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。</p> <p>五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいふ。)を譲り受けること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一 利害関係者から広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品を受け取ること。</p>	

二 多数の者が出席する懇談会、催事等において、利害関係者から他の出席者と同様に記念品を受け取ることを。

三 利害関係者から職務の遂行上必要と認められる程度の成果品、試供品その他これに類するものを受け取ること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

五 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限り)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限り)。

3 第一項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(私的な関係を有する利害関係者との行為)

第八条 職員は、私的な関係がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第五条第一項、第六条及び前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。この場合において、第五条第三項の規定は適用しない。

(その他職員の責務等)

第九条 職員は、利害関係者をして、第三者に対し、第五条第一項、第六条各号及び第七条第一項各号に規定する行為をさせてはならない。

2 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、私的な関係がない者その他理由のない者から、職務遂行上必要と認められる場合等を除き、供応接待その他財産上の利益の供与を受けてはならない。

3 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合せなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

4 職員は、他の職員のこの管理規程に違反する行為によつて当該他の職員(第一項の規定に違反する行為にあつては、同項の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

5 職員は、管理者、第十一条第一項に規定する倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員がこの管理規程に違反する行為を行つた疑いがあると史料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

6 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの管理規程に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(相談)

第十条 職員は、次に掲げる場合には、所属長を経由して第十一条第一項に規定する倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

一 自らが行つた行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合

二 利害関係者との間で行つた行為が第五条第一項、第六条各号又は第七条第一項各号に規定する行為に該当するかどうかを判断することができない場合

三 私的な関係がある利害関係者との間で行つた行為が公正な職務の遂行に対する県民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合

四 前三号に掲げるもののほか、この管理規程の規定に違反していないかどうかを判断することができない場合

(倫理監督者等)

第十一条 職員の職務に係る倫理の保持のため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は病院局長とし、この管理規程の遵守及び徹底に関し、所属長と密接な連携を図るとともに、職員からの第十条の相談に応じ、必要な助言、指示等を行うものとする。

3 所属長は、この管理規程の遵守及び徹底に関し、職員からの第十条の相談を受け付け、倫理監督者と連携を図り、必要な助言、指示等を行うとともに、職員が特定の者と県民の疑惑又は不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努めるものとする。

4 倫理監督者は、その指定する職員に、この管理規程に定める職務の一部を行わせることができる。(委任)

第十二条 この管理規程に定めるもののほか、職員と事業者等との間における行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、平成二十年七月一日から施行する。

年 月 日

届 出 書

倫 理 監 督 者 殿

（所 属）  
（職氏名） 印

「病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程」第 5 条の規定により利害関係者との飲食について、次のとおり届け出ます。

日時	平成 年 月 日 時 分 から
場所（所在地）	
相手方（利害関係者）の所属、役職及び氏名（複数出席する場合はその人数並びに代表する者の役職及び氏名）	所属（会社名等）： 出席者数： 名 役職及び氏名：
職員本人及び利害関係者以外の同席者の有無・人数・概要	無 有（ 名 ） 概要
相手方（利害関係者）との具体的関連（利害関係の概要）	別表第（ ）号に該当内容
ともに飲食をする目的（意見交換等の内容）	
自己の飲食に要する費用の額	円